公益社団法人　五條市シルバー人材センター会報

シルバー五條

令和４年１月発行
公益社団法人　五條市シルバー人材センター
五條市野原西６丁目１－１８

「難を転じて福となす」の「難転」から、音が一緒なためナンテンという名前がつきました。
南天は昔から吉祥の縁起木として重宝されています。　写真撮影・古 澤 隼 司(会員)

目　次

・ご挨拶…… 2
・定時総会・令和３年度契約金額の推移等… 3
・会員のひろば・互助会だより…… 4～5
・事務局だより…… 6
・配分金収入等の取り扱いについて…… 7
・会員募集…… 8

新年あけましておめでとうございます

公益社団法人　五條市シルバー人材センター
理事長　田村幸男

会員・役職員並びに発注者、関係各位の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素は、シルバー人材センター事業運営につきまして格別のご支援・ご指導を賜り誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて、令和二年度に引き続き令和三年度も有効なワクチンや治療薬が行きわたるまで、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用情勢の悪影響の拡大が予想され、また企業の高齢雇用確保年齢を六五歳から七十歳へ引き上げる努力を義務付ける法改正が令和三年四月一日に施行されるなど、高齢者の雇用環境は大きく変化しており、少子高齢化による地域経済の担い手として、高齢者の活躍への期待は益々高まる中で、センター事業の在り方の抜本的な見直しや、既存会員の満足度、幸福度を向上させ、新たな会員を呼び込む「魅力あるセンターづくり」施策実行が喫緊の課題となっています。

コロナ禍、特に高齢者の重症化リスクの高さが災いし、新規会員獲得イベントの多くが縮小や中止となり、また感染不安心理の増大により、新規入会者数の減少と、病気・介護を理由とする退会や高齢による退会者も増加しています。

このような状況下で、地域経済の活力を維持していくためには、元気で就業意欲のある高齢者が働く環境を整備し、生涯現役で活躍できる社会を創ることの重要性は益々高まっています。

働き盛り世代のライフスタイルの変化により、シルバー人材センターの事業が担う役割への期待は非常に大きく、地域の支えとしての存在意義はより高まっています。

シルバー人材センターは、こうした社会構造的な変化の中においても、地域社会の課題解決に応えるため、新たな就業機会の確保や職域の拡大など、地域の特性を考慮した事業展開が求められています。

特に、介護保険・家事援助・人手不足分野への派遣事業など、高齢者が活躍できる、受注が見込まれる分野での事業拡大を積極的に展開していく必要があり、そのためにも「魅力あるセンター創り」を実践することで、女性会員の拡大や退会抑制の取り組み強化が急務となっています。

本年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した上で、安全・適正就業に徹することはもとより、会員拡大と同時に就業拡大、派遣事業の更なる拡大をめざし、五條市はじめ各関係機関などのご指導・ご支援を得ながら、役職員・会員が一丸となって事業推進に取り組み組織の活性化に努めて参ります。

最後になりましたが、会員・役職員の皆様方並びにご家族・関係各位様のご健康とご多幸をご祈念申し上げ新年の挨拶といたします。

明けまして
おめでとうございます
本年もどうぞよろしく
お願い申し上げます

役員

理事長	田村幸男
副理事長	久保繁己
副理事長	森本忠良
常務理事	柴田浩康
理事	一谷芳治
理事	井上眞二
理事	植田侑宏
理事	岡忠昭
理事	櫻本重弘
理事	宅田忠正
理事	名迫雅浩
理事	吉村豊積
監事	池田義美
監事	栗本範雄

事務局

事務局長	柴田浩康
任用職員	辻本弥生

第38回 定時総会開催

令和３年５月28日（金）午後１時30分から第38回定時総会が五條市保健福祉センターにおいて開催されました。

第38回定時総会におきましては、前回同様に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来賓のご招待を見合わせ、出席者も役員等の少人数にし、規模を大幅に縮小して開催し、会員の皆様には、事前に委任状または議決権行使書の提出をしていただき、議決の意思表示をいただきました。

定時総会は、吉村副理事長を議長に選出し、上程されました議案は、全て賛成多数で承認されました。

今回は、２年に１回の役員改選の年であり、３名の理事が退任され、新理事３名が選任されました。

総会後の臨時理事会におきましては、吉村副理事長に替り、新しく森本副理事長が選任されました。

【出席者数、委任状及び議決権行使書の状況】

○当日の会員数　２２８人
○出席者数　１２人
○委任状提出者数　１２３人
○表決書出席者数　５人

【議　案】

議案第１号　令和２年度事業報告について
議案第２号　令和２年度収支決算報告及び監査報告について
議案第３号　役員選任について
議案第４号　定款改正について

【報告事項】

報告第１号　令和３年度事業計画について
報告第２号　令和３年度収支予算について

休憩をとり互助会会員の総会が開催されました。

令和３年度
契約金額の推移

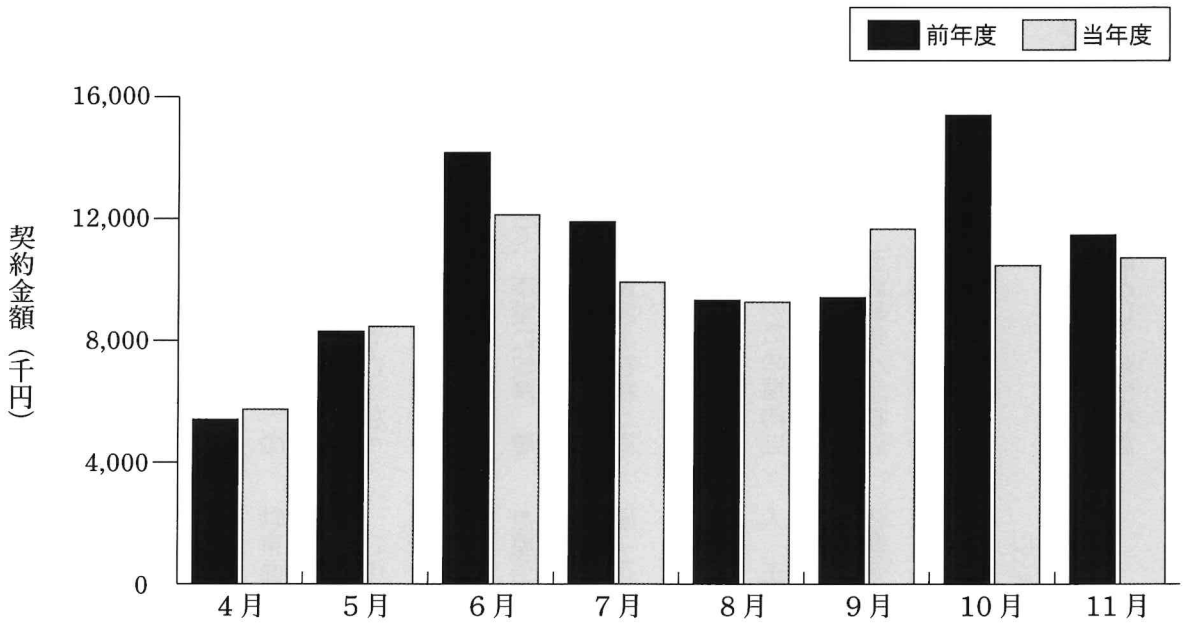

月別契約実績　前年度比

（単位：千円）

（月　別）	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月
前　年　度	5,403	8,302	14,174	11,901	9,323	9,413	15,402	11,465
当　年　度	5,738	8,458	12,129	9,914	9,263	11,661	10,466	10,710
前　年　比	106.2%	101.9%	85.6%	83.3%	99.4%	123.9%	68.0%	93.4%

会員のひろば

わが町の歴史を知り、わが町を好きになる

岡本光司

前回の続きで、市街地の観光スポットの新町通りを、神田橋から西方向へ進む順序で紹介させていただきます。

○旧柏田久太郎様宅(現在千本房子様宅)

柏田久太郎氏は、明治時代、自由党員で五條の地方政治発展に尽くしました。

柏田家は、江戸時代紋油業（菜種油）で財を成し、西隣には数寄屋造りの隠居屋敷まで設けています。

明治時代、自由民権運動で活躍した、土佐出身の板垣退助が、来條した折、この隠居屋敷で休憩したと言われています。

板垣退助と言えば、高齢の方には、お馴染みの「百円札」の肖像画の方です。

○森脇屋久兵衛様宅（柏田容子様宅）

江戸時代、現在の御所市森脇より新町に転入され質屋・三商売（リサイクル業、古手、古鉄、古道具）・両替商などを営み、屋号は森脇屋で代々久兵衛を襲名していました。

そして、新町村の庄屋・五條代官所の掛所（御用達）や郡中代、幕末には郡惣代などを勤めていました。

新町で現存する最も古い建物の土蔵、享保16年（一七三一年）築があります。

又、柏田家には新町の歴史や五條の歴史を繙く上で欠かすことの出来ない古文書（免許状・新町屋敷割帳等）が代々受け継がれています。

○西方寺

光明山円寂西方寺、高野山真言宗、御本尊は厄除弘法大師、開基年代は不詳、慶長13年（一六〇八年）松倉豊後守重政が二見城に入部した際、重政は時の住職、玄長和尚に帰依し、西方寺を祈願所としました。

8年後、肥前島原へ移封（栄転）しました。その後、重政は島原で寛永7年（一六三〇年）死去しました。

新町の民にとって、「諸役免許」の特権を与えて新町を創設した重政への感謝の念を深く、遠く島原で亡くなった事を知った民らは、その徳を慕い恩情に報いるため、西方寺に墓碑を建立しています。そして、本堂に位牌、尊像もお祀りしています。

㋑西方寺の瓦には、松倉家の家紋と同じ九曜紋がついています。

㋺筍新舎の碑、明治政府の学制発布に従い、小学校教育普及のため境内に「筍新舎新町小学校」として、明治7年～9年8月まで、五條尋常小学校に合併されるまでの2年間余り開校していました。

○山田旅館　山田純一様

㋑明治創業の筏師の宿として知られた旅館です。

吉野川上流から筏を操って木材を運んできた筏師達が、筏を廻り淵に繋留して、一夜の宿を求めた。

筏師が泊まっている日には、旅館の軒先に棹が立て掛けられ、濡れた「わらじ」も乾かしていたので、すぐそれとわかったそうです。

㋺東面入母屋の破風に「五二館」の文字が漆喰で浮き彫りで書いています。

この「五二館」とは五條村と二見村の頭文字から取ったもので、創業者が双方の村の間にある旅館として名付けた屋号です。

㋩この旅館を舞台に日韓共同制作の映画「花影」の撮影が平成19年4月に行われました。

原作・脚本　市川森一　監督・可合勇人　主演・山本未来　出演・キム・レウォン、笹野高史、片岡静香、柄本明、佐藤浩市、口ケ地　五條、大阪、釜山。

旅館名は、五木旅館、新町通り、五新鉄道の高架橋が映っています。

レンタルCDは、韓国映画コーナーにあります。

シルバー人材センターに入会して

森本忠良

私は、現在77歳です。60歳で定年退職後、人並みに思い描いていた自由な時間を満喫し、さあこれから好きな事が出来ると9年余り過ごしてきましたが、何となく無気力になっている自分を感じていた時、幼友達が仕事をしているシルバー人材センターを紹介され入会しました。

実際に仕事に従事させてもらってから、それ迄沈んでいた気持ちが正直嘘の様に気力・活力が出てくるのが感じられるようになってきて、昨年11月で8年目になりました。

現在は、毎日ではないですが、各家庭の不用品の搬出作業、家庭内での荷物の移動や、建物の清掃作業を行っています。

五條市内も高齢者が住む住宅や、空き家が増えてきており、仕事依頼が多くあります。

会員になって良かった事、又働く中で良かった事

○とにかく健康で体を動かせる事

○発注者様、仕事仲間と色んな話が出来る事

○発注者様、仕事仲間に対する気遣いが出来る事

○いちばん大事な頭を使う事

すべてが、認知症防止につながっている事です。

今までの生活は、朝起きてメダカに餌をやり、さあ今日は何をしようかという生活を送っていましたが、今では目的を持って生活をする大事さと、生活に張りが出て、今は本当にシルバーで働くことが生きがいになっています。

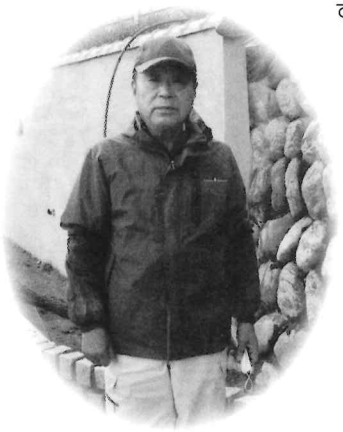

互助会だより

あけましておめでとうございます

互助会会長　吉村　豊積

会員互助会の皆様におかれましては、益々鋭気に満ちた新年をお迎えのことと存じます。

日頃は、会員互助会の活動につきまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和三年度も、昨年同様に新型コロナウイルス感染症の拡大により、会員の皆様が楽しみにされていました例年の、「新春交流会」や「親睦旅行」「グランドゴルフ大会」など互助会事業のほとんどを中止せざるを得なくなりました。

互助会目的の中に、会員の親睦と地域社会への貢献がありますが、そのためには、会員皆様のご協力が今まで以上に必要になってくると思われますので、今後共よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、会員皆様のご健勝・ご多幸とご活躍を心からお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

事務局だより

安全就業基準・事故取扱基準及び ペナルティ制度基準を再確認し みんなで事故を無くそう!!

「保護具の着用」

作業に従事する場合は、安全帽（ヘルメット・帽子）を着用すること。
また、草刈り、剪定作業に関しては、必ずヘルメットを着用すること。

上記のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、その他の安全保護具を着用し、事故防止に努めること。

「標識等の設置」

現場状況に応じて通行車両及び通行人等に対して作業中であることがわかる標識（作業看板・三角コーン等）を設置し、事故防止に努めること。

特に、草刈り作業に関しては、飛散防止ネット・ブルーシート・コンパネ等を設置し、事故防止対策に努めること。

「禁止事項」

草刈り作業に関し紐刈りの禁止。

紐式を使用し事故が発生した場合、全額個人負担となりますので、ご注意をお願いします。

「事故の免責」

センターから提供された作業に従事中、発注者又は第三者の身体もしくは財物等に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の適用となります。

ただし、会員の自己負担額（免責）は、２０，０００円となります。
また、会員同士の事故（車の窓ガラス破損等）に関しては、上記保険は適用されませんのでご注意下さい。

シルバー団体傷害保険の内容について

（全員の方が加入している傷害保険）

保険の種類	保険金額
死亡・後遺傷害	５００万円
入院保険日額（最高１８０日）	５，０００円
通院保険日額（最高　９０日）	３，０００円

会員が受取った配分金収入に対する所得税法の取扱いについて(令和3年分)

【計算例示】
例１　ある会員（６６歳）の年間収入は次のとおりでした。
① 配分金収入　　６３万円
② 給与収入　　１８万円（シルバー派遣による賃金）
③ 公的年金収入　　１３０万円

計算方法
⑴　配分金収入及び給与収入に係る計算
・給与収入
（給与収入）　（給与所得控除額）　（給与収入に対する所得金額）
１８０，０００円　－　１８０，０００円　＝　０円　Ⓐ

・配分金収入
（配分金収入）　（配分金に対する最低保証必要経費）　（配分金に対する所得金額）
６３０，０００円　－　（５５０，０００円－１８０，０００円）　＝　２６０，０００円　Ⓑ

⑵　公的年金収入に係る計算
（公的年金収入）　（公的年金等の控除額）　（公的年金収入に対する所得金額）
１，３００，０００円　－　１，１００，０００円　＝　２００，０００円　Ⓒ

※平成２３年分より、⑴の計算結果が２０万円以下であり、かつ⑵の公的年金の収入総額（控除前の収入金額）が４００万円以下であるものは、確定申告は不要となります。
そのため、この計算例示の場合も確定申告は不要となりますが、もし確定申告した場合は以下のとおりとなります。

⑶　所得控除及び所得税額
配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額
Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ　＝　０円＋２６０，０００円＋２００，０００円　＝　４６０，０００円

（所得金額）　（基礎控除）　（課税所得）
４６０，０００円　－　４８０，０００円　＝　（マイナスとなるので０円）

したがってこの会員の場合、課税所得がないので、確定申告をする必要がありません。
なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、確定申告をすることでその所得税が還付されます。

※平成２３年分から年金所得者（年金収入４００万円以下、かつ他の所得２０万円以下）の申告不要制度が設けられました。（国税庁ＨＰより）

例２　ある会員（６３歳）の年間収入は次のとおりでした。
① 配分金収入　　１００万円
② 公的年金収入　　１３０万円

計算方法
⑴　配分金に係る計算
（配分金）　（配分金に対する最低保証必要経費）　（配分金に対する所得金額）
１，０００，０００円　－　５５０，０００円　＝　４５０，０００円　Ⓐ

⑵・公的年金収入に係る計算
（公的年金収入）　（公的年金等の控除額）　（公的年金収入に対する所得金額）
１，３００，０００円　－　６００，０００円　＝　７００，０００円　Ⓑ

⑶　所得控除及び所得税額
配分金収入、公的年金収入に係る所得金額
Ⓐ＋Ⓑ　＝　４５０，０００円　＋　７００，０００円　＝　１，１５０，０００円
（所得金額）　（基礎控除）　（課税所得）
１．１５０，０００円　－　４８０，０００円　＝　６７０，０００円

⑷　所得税額及び復興特別所得税額
（課税所得金額）　（所得税率）　（所得税額）
６７０，０００円　×　５％　＝　３３，５００円
（所得税額）　（復興特別所得税率）　（復興特別所得税額）
３３，５００円　×　２．１％　＝　７００円（百円未満切捨て）
（所得税額）　（復興特別所得税額）　（納税額）
３３，５００円　＋　７００円　＝　３４，２００円
（注）平成２５年分から復興特別所得税が創設されました。

したがって、この会員の場合、所得税及び復興特別所得税を３４，２００円納める必要があります。
なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得金額及びその他の控除額については、最寄りの税務署にお尋ねください。

女性も 男性も

60歳をすぎたら シルバー人材センターへ

活かせるキャリア
経験と知識とともに働く意欲に応えます。

働きがいのある日々で
ココロとカラダも健やか若々しく。

笑顔で社会参加・貢献
地域や仲間との絆もできます。

会員募集！

会員の条件

おおむね60歳以上

健康な方

働く意欲がある方

シルバー人材センターの理念に賛同された方

五條市内在住の方

入会の手続きについて

会員登録のための入会説明会に参加していただいた後、書類提出・会費の納入となります。

- **入会説明会への参加**　シルバー人材センターの活動内容や、入会方法などの説明をいたします。
- **必要書類の提出**　会員登録のための書類が必要となりますので、入会申込書など必要書類を提出していただきます。
- **会費の納入**　必要書類を提出後、定められた会費を納入していただきます。（注）会費については、入会手続き時にご説明いたします。

会員登録の完了

お問い合わせ

公益社団法人
五條市シルバー人材センター
五條市野原西６丁目１番１８号　五條市保健福祉センター内
☎(0747)22−5541
FAX(0747)26−2221　✉gojo@sjc.ne.jp

《入会説明会》　ホームページのURL: https://webc.sjc.ne.jp/gojo/index

- 毎月　第３水曜日　午後１時３０分～（約１時間程度）五條市シルバー人材センター事務局（カルム五條内）
  ＊変更の場合もありますので、事前に確認の上お越しください。